平成２５年（フ）第１１２号
北海道登別市常盤町３丁目28番地１　ハイツきむら、前住所北海道登別市富岸町２丁目32番地15
債務者　中村　利治
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２２６号
盛岡市月が丘２丁目12番６号
債務者　村上　　修
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２５１号
岩手県花巻市石鳥谷町中寺林第７地割46番地３
債務者　北住　文彦
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第４５０号
神奈川県厚木市妻田西３丁目19番32号
債務者　林田　利昭
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第８６号
新潟県上越市昭和町２丁目15番24号
債務者　上竹　智美
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第８７号
新潟県上越市大字大貫996番地１
債務者　中野　優美
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１２０４号
愛知県知多郡武豊町字前田53番地１
債務者　御宿　正明
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６７９号
愛知県知多郡武豊町字上山３丁目51番地１
債務者　宮本日出夫
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９４号
愛知県一宮市浅井町河端字柳下８番地　市営河端住宅434号
債務者　清水　洋司
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３０７号
愛知県稲沢市国府宮１丁目14番25号　ファミール光Ⅱ―102
債務者　宮下　文江
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３０９号
愛知県一宮市東五城字三味廓21番地４
債務者　山内　　恵
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３１９号
愛知県一宮市古見町12番地１　県営両郷住宅１―101号
債務者　酒井　友夏
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３８５０号
大阪市旭区生江２丁目２番25号
債務者　小泉　祐一
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０４６号
大阪府茨木市横江２丁目１番11号　グリーンガーデン301号
債務者　小林　政幸
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０４７号
大阪府茨木市横江２丁目１番11号　グリーンガーデン301号
債務者　小林英梨香
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１３５号
大阪府東大阪市長瀬町１丁目４番11号　みのり荘305号
債務者　西谷　文夫
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２５６号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号　大阪自彊館三徳寮
債務者　河原　広三
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部